

公衆浴場法施行条例新旧対照表

(第1条関係)

改正後	改正前
<p>公衆浴場法施行条例</p> <p style="text-align: center;">〔 昭和23年10月14日 島根県条例第72号 〕</p> <p>第1条～第3条 〔略〕</p> <p>附 則 〔略〕</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 構造設備に係る衛生措置の基準 (1)～(20) 〔略〕</p> <p>(21) 気泡発生装置（<u>浴槽水</u>に空気を送り込み微小な水粒を発生させる装置をいう。次項第26号において同じ。）を設置する場合にあっては、空気の取入口から土ぼこりが入りにくい構造であること。</p> <p>2 衛生措置の基準（構造設備に係るものを除く。） (1)～(11) 〔略〕</p> <p>(12) <u>浴槽水及び水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道により供給される水をいう。第25号において同じ。）</u>以外の水を使用した上り用湯水は、レジオネラ属菌が検出されないこと。</p>	<p>第1条～第1条の3 〔略〕</p> <p>（公衆浴場に必要な措置の基準）</p> <p>第2条 法第3条第2項の条例で定める衛生及び風紀に必要な措置の基準は、次項から第5項までに定めるところによる。</p> <p>2 一般公衆浴場又は個室を設けないその他の公衆浴場の営業者は、施設、設備等に関し別表に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>3 個室を設けるその他の公衆浴場の営業者は、施設、設備等に関し別表の1の項第11号及び第13号、2の項第4号から第10号まで並びに3の項に規定するもののほか、次に掲げる措置をとらなければならない。 (1)～(6) 〔略〕</p> <p>4・5 〔略〕</p> <p>第2条の2～第3条 〔略〕</p> <p>附 則 〔略〕</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 構造設備に係る衛生措置の基準 (1)～(20) 〔略〕</p> <p>(21) 気泡発生装置（<u>浴槽</u>に空気を送り込み微小な水粒を発生させる装置をいう。_____）を設置する場合にあっては、空気の取入口から土ぼこりが入りにくい構造であること。</p> <p>2 衛生措置の基準（構造設備に係るものを除く。） (1)～(11) 〔略〕</p> <p>(12) <u>水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道により供給される水をいう。以下同じ。）</u>以外の水を使用した上り用湯水及び浴槽水_____は、レジオネラ属菌が検出されないこと。</p>

(13)～(18) [略]

(19) [略]

ア 塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、1リットル中0.4ミリグラム程度に保つこと。

イ 結合塩素のモノクロラミンを用いて消毒を行う場合にあっては、モノクロラミンの濃度を1リットル中3ミリグラム程度に保つこと。

ウ [略]

(20) [略]

(21) 循環式浴槽（湯水の使用量を少なくする目的で浴槽の湯をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。）の浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

(22) 集毛器を設置している場合にあっては、その清掃及び消毒は、毎日行うこと。

(23) シャワーは1週間に1回以上内部の水が置き換わるように通水し、シャワーヘッド及びホースは6月に1回以上点検するとともに、その内部の汚れ及びスケールの洗浄並びに消毒を1年に1回以上行うこと。

(24)・(25) [略]

(26) 気泡発生装置を設置している場合にあっては、内部に生物膜が形成されないように定期的に清掃及び消毒を行うこと。

(27) 回収槽の水を浴用に供する場合にあっては、回収槽の内部の清掃及び消毒を1週間に1回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の水を塩素系薬剤等で消毒すること。

(28) [略]

3 [略]

(13)～(18) [略]

(19) ろ過器を使用している浴槽水又は24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水の消毒は、次の基準によること。ただし、原水（循環使用しないで供給される水をいう。以下同じ。）若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高くアに掲げる基準を適用できない場合又は他の消毒方法を使用する場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件に知事が認めるときにあっては、この限りでない。

ア 塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラム程度までに保つこと。

[新設]

イ 測定結果は、検査の日から3年間保管すること。

(20) [略]

[新設]

(21) 集毛器を設置している場合にあっては、その清掃 は、毎日行うこと。

[新設]

(22)・(23) [略]

[新設]

(24) 回収槽の水を浴用に供する場合にあっては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を1週間に1回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の水を塩素消毒等で消毒すること。

(25) [略]

3 [略]

